

立川市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 11 月 30 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）の公布による。

立川市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

立川市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年立川市条例第46号）の一部を次のように改正する。
 次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、市長、委員会の委員若しくは委員又は職員（<u>法第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部免責に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（<u>法第243条の2の7第1項</u>に規定する条例で定める額）</p> <p>第3条 <u>法第243条の2の7第1項</u>に規定する条例で定める額は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に定める普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) ……略……</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2第1項</u>の規定に基づき、市長、委員会の委員若しくは委員又は職員（<u>法第243条の2の2第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部免責に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（<u>法第243条の2第1項</u>に規定する条例で定める額）</p> <p>第3条 <u>法第243条の2第1項</u>に規定する条例で定める額は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に定める普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) ……略……</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。